

4番（小川義昭君）

市民クラブ、小川義昭でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

今議会は、白山市発足2期目の最後の議会となりました。私自身も早いもので、平成17年3月、市議会議員として初当選以来2期目、この間の定例会において、1回も欠かさず、毎回この議場に登壇し、今回で32回目の一般質問を数えるに至りました。

とりわけ、私は、提案型一般質問こそが議会質問の柱と自負して質問に立ち、自己点検しつつ続けた提案の質と量は、私の市議会議員としての足跡をしるしております。

このような感概を温めながら、一心不乱に邁進してきた議員2期目の集大成の思いを込めて、以下、今期定例議会の最後の一般質問をさせていただきます。

私の質問は、市民参加による開かれた市政運営をテーマに、関連した課題や提案を含めて8項目にわたります。

8つの自治体が合併し、白山市の2期目の角市政がスタートした平成21年3月定例会において、故角市長は、市政の原点は市民との対話を中心とした公正で公平な開かれた行政であることを政治理念とし、市民の信頼と安心が得られる政治を第一に、11万市民の幸せのため、全身全霊を傾注してまいり所存でありますと、所信を表明しています。

角市長の急逝の後、角市政を継承されることになった作野市長におかれましても、当選、就任直後の平成22年12月定例会で、私が一般質問で市政運営に対し基本姿勢をお伺いしたのに対し、作野市長は、多くの方の声に耳を傾け、さまざまな御意見、御提言を広くお聞きし、対話を通して市民参加の開かれた市政を推進してまいりますと答弁されました。

さらに、昨年4月1日に施行されました本市の自治基本条例でも前文及び第1条の目的において、市民参加と協働のまちづくりの推進を強くうたっております。それは、新生白山市の総合計画、まちづくり基本計画の根幹にうたわれているものであります。

これからの地方自治体は、市民のニーズが多様化する中であって、行政のみが公共的サービス提供の主体となるのではなく、議会はもちろん、さまざまな市民の団体、グループ、個人や企業など、多様な組織、個人の自主的な参加と協働の力が不可欠であることを見通したからであります。

昨年4月以来、国が地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、事務事業をさまざまな基準で細かく縛ってきた義務付けや枠付けの見直しと条例制定権の拡大が盛り込まれた地域主権一括法を含む地域主権関連3法が成立

し、地方分権改革のステージはまさに国から地方へと移ってきました。

自治体はみずからの判断、責任により行動し、その説明責任を果たしていかなければならず、特に行政内部だけの検討で拙速に進めることなく、その過程を透明化し、住民や関係団体との意見交換など丁寧な手順を踏んで、自治体の判断、意思決定をしていくことが求められています。これは我々議会の責任や役割も今まで以上に高まり、力量が問われることでもあります。

そこで、1番目の質問を2点いたします。

1点目、今定例会において、議案第133号白山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例を初めとして、9つの地域主権一括法関連の条例案が提出されましたが、今回の条例案はどのような基準を設定して取り組んだのか。そして、今後考えられる条例の制定についてどのように取り組まれるのか、お伺いいたします。

また、今回の条例案の制定の経緯、市内部会議、外部の関係機関とのかかわり、市民参加への取り組みを含めて説明願います。

2点目であります。

市民参加の状況についてお聞きします。

市は、行政情報の公開の適正化のため、自治基本条例制定後、市が実施する多くの施策や事業は、広報やホームページなどで市民参加への情報提供を推進しているとしてきました。

しかしながら、パブリックコメントに対する意見提出数や審議会などの市民公募委員への応募が少ないことなど、市民の参加意欲が依然として低調な事実是否めない状況にあります。市民意欲や市民参加能力を高めるための市当局の意欲を基本に関連施策を講じていくことが不可欠と考えます。

市民参加の現状と課題についてどのように検証されているのか、また新たな手法も取り入れているのか、積極的な充実策はどうかを伺います。